

陳情審議

● 「地方自治法第124条改正についての意見書提出」に関する陳情Ⅰ
審議結果 不採択

● 「地方自治法第124条改正についての意見書提出」に関する陳情Ⅱ
審議結果 不採択

● 「行政事件訴訟法第3条第2項修正についての意見書提出」に関する陳情
審議結果 不採択

清田 敏雄(羽村市)
以上3件

● 介護保険制度の改悪を許さない陳情書

西多摩社会保険推進協議会
会長 伊藤 秀幸
生存権裁判を支える西多摩の会
事務局員 長崎 進(駒形富士山)

審議結果 不採択

● 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情

田中 且枝(駒形富士山)
黒澤 泰子(福生市)

審議結果 採択

賛否の分かれた陳情

採…採択 不…不採択

※議長は、採決に加わりません

陳情名	自 民						公 明			住 民	改 革	共 産	武 蔵	民 主	審 議 結 果	
	森	原	尾作	小池	高水	小山	青山	小川	下野							
25陳情第11号 介護保険制度の改悪を許さない陳情書	不	不	不	不	不	不	不	不	不	採	採	採	採	不	不	不採択

自民：自民新国会 公明：公明党 住民：住民と自治の会 改革：改革みずほの会 共産：日本共産党 武：武の会 民主：民主党

議会傍聴にお越しく下さい。

3月定例会 (予定)

2月20日(木)	議会運営委員会	3月11日(火)	予算特別委員会
3月 3日(月)	本会議(一般質問)	12日(水)	予算特別委員会
4日(火)	本会議(一般質問・議案審議)	13日(木)	予算特別委員会
5日(水)	本会議(一般質問・議案審議)	17日(月)	議会運営委員会
6日(木)	総務産業建設委員会	19日(水)	本会議(議案審議)
7日(金)	厚生文教委員会		

3月定例会における請願、陳情の受付締め切り日は、2月17日(月)になります。

※なお、上記の日程は予定ですので、進捗状況によって、本会議が休会になる場合もございます。傍聴に来られる際は、お電話又はホームページで日程をご確認のうえご来庁ください。

■お問い合わせ 議会事務局 TEL 557-7693 (直通)

本会議での一般質問や議案審議の様子は、インターネットの議会録画中継でもご覧になれます。詳細は、瑞穂町ホームページ→瑞穂町議会→議会録画中継 をクリックしてください。

議会から国へ

議員提出議案および陳情採択による議員提出議案を可決したため、国に意見書を提出するものです。

— 2つの意見書を提出 —

■地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の撤廃と法人住民税の一部国税化に断固反対する意見書

地方自治は、地方自治体自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行うことが基本である。今後の人口減少社会、超高齢社会の到来に対応した福祉社会を実現するためには、さらに国から地方への権限の移譲とその権限に見合った財源を確保できる税財政制度の構築が不可欠である。

しかし、現在、国において検討されている地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の継続と法人住民税の一部を国税化した上で地方交付税として再配分することは、受益と負担という地方税の原則に反し、分権の流れにも逆行するものである。

また、現在、地方財政が抱える13兆円を超える巨額の財源不足は、地方消費税の増税が実施されても到底埋められる額ではない。国が行おうとしていることは、今後の地方財政の根本的な対応策も提示しないまま、限られた地方財源に手を突っ込み、地域間の偏在是正を小手先で調整しようとするものである。

地方財政の財源不足を解消し、地方分権に向けて権限の移譲と財源の確保を図っていく仕組みを構築することこそ、今国に求められるものである。

よって、瑞穂町議会は国会及び政府に対し、暫定的として導入した地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、当初の約束どおり確実に撤廃し、法人事業税として復元するとともに、地方自治体の基幹的税目である法人住民税の一部国税化は、絶対に導入しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、社会保障・税一体改革担当大臣 宛

■容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っている。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態である。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにある。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らすと努力している町民には、負担のあり方について不公平感が高まっている。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっている。

よって、瑞穂町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求める。

記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年12月13日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣
農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当大臣） 宛